

多久市住宅リフォーム緊急助成事業

■問い合わせ

総合政策課 プロジェクト推進係

☎75-2116

住宅の増改築・リフォーム工事の助成を再開します

今年7月で予算額に達したため受け付けを中止していた多久市住宅リフォーム緊急助成事業の受け付けを再開します。詳細は下記のとおりです。着工前の申請が必要です。

実施期間

平成24年10月10日(水)～12月19日(水)

※予算額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。

受付

日時 毎週月・水曜日 13時30分～16時

場所 市役所 総合政策課（市役所3階）

申請書類 総合政策課または、ホームページで入手できます。

助成対象者

多久市内に住民登録をし、自ら居住している住宅のリフォームを行う、市税等を滞納していない方。

対象となる住宅

- 増改築・リフォーム費用が税込50万円以上で、県内に本店を有する業者が施工する工事。
- 平成25年3月8日(金)までに完了実績報告書が提出できるものに限ります。

補助金の額

基本助成、加算助成あわせて**最大40万円**助成します。

<基本助成額> リフォーム工事費の15%を助成（上限20万円）

<加算助成額> 住宅の性能を向上させる工事をした場合、定額を加算（上限20万円）

平成24年10月1日から

空き家等の適正管理に関する条例を施行します

■問い合わせ

総合政策課 プロジェクト推進係

☎75-2116

市では、空き家等が放置され、周辺の住民に影響を及ぼす管理不全な状態となることを防止し、生活環境の保全や防犯の向上を図るため、また、魅力ある暮らしやすいまちづくりを推進するため、多久市空き家等の適正管理に関する条例を10月から施行します。

POINT

- * 「所有者等」と「市民」、「市」のそれぞれの役割を明確にし、地域による連携により空き家問題の解決を図っていきます。
- * 適正管理を行わない所有者等には指導・勧告や改善命令をし、その命令に従わない場合には氏名等の公表を行います。

空き家の管理について

自分が所有している空き家は周囲に迷惑がかからないように自己責任において管理する必要があります。空き家の所有者は定期的の様子を見ることや自分で管理できない場合は、業者に依頼するなど適正な管理に努めてください。

地域による連携

所有者等

空き家を適正に管理

市民

適正に管理されていない空き家は、市へ情報提供

市

- ①所有者等から空き家等相談を受けた場合には、必要に応じ助言
- ②空き家の情報提供があった場合は、実態調査を実施
- ③必要に応じ、所有者等に対し指導または勧告、改善命令
- ④正当な理由がなく改善命令に従わない場合は、住所・氏名等を公表